

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月21日
【中間会計期間】	第3期中（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）
【会社名】	株式会社マネーパートナーズ
【英訳名】	MONEY PARTNERS CO. , LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 泰全
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 4540-3800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 佐藤 直広
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 4540-3804
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 佐藤 直広
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期中	第2期中	第3期中	第1期	第2期
会計期間	自平成17年 6月10日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月1日 至平成19年 6月30日	自平成17年 6月10日 至平成17年 12月31日	自平成18年 1月1日 至平成18年 12月31日
営業収益 (百万円)	—	—	3,291	—	2,217
経常利益 (百万円)	—	—	2,178	—	719
中間(当期)純利益 (百万円)	—	—	1,376	—	589
純資産額 (百万円)	—	—	5,839	—	1,564
総資産額 (百万円)	—	—	32,571	—	20,783
1株当たり純資産額 (円)	—	—	55,610.40	—	173,856.20
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	15,139.74	—	65,505.78
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	14,062.09	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	17.9	—	7.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	1,948	—	370
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	△364	—	△80
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	2,873	—	250
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	—	—	5,581	—	1,122
従業員数 (人)	—	—	64	—	51

(注) 1. 当社は、第2期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 当社は、平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期中	第2期中	第3期中	第1期	第2期
会計期間		自平成17年 6月10日 至平成17年 6月30日	自平成18年 1月1日 至平成18年 6月30日	自平成19年 1月1日 至平成19年 6月30日	自平成17年 6月10日 至平成17年 12月31日	自平成18年 1月1日 至平成18年 12月31日
営業収益	(百万円)	—	—	3,291	938	2,217
経常利益	(百万円)	—	—	2,177	373	720
中間(当期)純利益	(百万円)	—	—	1,375	348	589
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	—	—	—	—	—
資本金	(百万円)	—	—	1,724	275	275
発行済株式総数	(株)	—	—	105,000	9,000	9,000
純資産額	(百万円)	—	—	5,838	975	1,564
総資産額	(百万円)	—	—	32,547	11,797	20,774
1株当たり純資産額	(円)	—	—	55,607.38	108,350.42	173,873.36
1株当たり中間(当期)純利益金額	(円)	—	—	15,134.55	41,572.00	65,522.94
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	(円)	—	—	14,057.27	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	—	17.9	8.3	7.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	—	—	—	△1,330	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	—	—	—	△66	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	—	—	—	347	—
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(百万円)	—	—	—	582	—
自己資本規制比率	(%)	—	—	940.9	224.9	280.1
従業員数	(人)	—	—	61	48	48

- (注) 1. 当社は、第3期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 当社は、平成17年6月10日設立のため、初年度である平成17年12月期より記載しております。なお、第1期は、平成17年6月10日から平成17年12月31日までの6ヶ月と21日間であります。
3. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、第1期は、関連会社が存在しないため、第2期以降は、連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
5. 第2期より、連結財務諸表を作成することとなり、連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、第2期以降については、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高は記載しておりません。
6. 第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
7. 当社は、平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年6月30日現在

区分	従業員数（人）
全社共通	64
合計	64

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。）については、期中平均人数が全体の10%以下であり、その重要性が低いため、記載を省略しています。
2. 従業員数には、当社から連結子会社への出向者を含んでおりますが、当社及び連結子会社は、単一事業分野において営業を行っているため、従業員数は、全社共通としております。
3. 従業員数が前連結会計年度末に比べ13名増加しましたのは、業容の拡大及び内部管理体制の一層の強化のため新規採用を増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成19年6月30日現在

従業員数（人）	61
---------	----

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員、アルバイトを含む。）については、期中平均人数が全体の10%以下であり、その重要性が低いため、記載を省略しております。
2. 従業員数が前期末に比べ10名増加しましたのは、業容の拡大及び内部管理体制の一層の強化のため新規採用を増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における日本経済は、輸出の増加により企業収益が高水準で推移し設備投資が堅調に推移する一方、雇用者所得の緩やかな増加に伴い個人消費も底堅い動きとなっており、景気拡大傾向が緩やかに持続しております。日本の外需を支える米国経済は、住宅投資の先行きに関する不透明感が根強く続きましたが、個人消費が堅調に推移するなど安定成長に向けて軟着陸できるかどうか焦点となりました。金融政策面では、好調なユーロ圏経済を背景に欧州中央銀行（ECB）が追加的な利上げを行う中、米国では年初からの米連邦制度理事会（FRB）による利下げ観測が後半にかけてやや後退しました。日本国内においては緩やかな景気拡大を背景に2月に日銀による利上げが行われ、その後も追加利上げの時期をめぐり思惑が交錯しました。

外国為替市場におきましては、日米金利差を背景に年初からドルが対円で買われる展開となり一時平成17年の高値を抜いて1ドル122円台までドル高円安が進行しましたが、2月末から3月にかけて上海株の急落に端を発した世界的な株価下落とそれに伴う投機筋による円売りポジションの手仕舞いにより、ドル円は1ドル115円台前半まで急激なドル安円高が進みました。円はユーロを始めとする対欧州通貨、オセアニア通貨等に対しても全面高となりましたが、その後は米景気減速懸念の後退やユーロ圏経済の好調さを背景に世界的に株価が上昇基調に転換したことにより、ドル円は再び上値を迫る展開となって当中間連結会計期間末には1ドル124円台までドル高円安が進みました。また、対ユーロでも円安が続きユーロ円はユーロ導入以来の最高値圏となっております。

このような中、当社グループは年初に当社ホームページを全面的に刷新し、ロゴ変更、コーポレートカラーを一新するCI政策を実行しました。また、新しい情報分析ツールとして「MPチャート」の提供を開始したほか、必要証拠金の通貨ごと定額化、ドル円スプレッド3銭恒常化への取り組みなど多面的な顧客利便性向上策を実行いたしました。更に、これまでモニター提供していたリッチクライアント型のチャート分析システム「MPハイパースピード」を、当社に預り高のある顧客全般に開放いたしました。5月には、当社の外国為替証拠金取引「パートナーズFX」における提示レート及び売買約定に関して、一層の公正性、透明性を確保し顧客の信頼を得ることを目的として「提示レート及び約定に関する方針」、「当社の為替レートの提示状況及びスプレッドに関して」を社内方針として定め、ホームページ等で公表いたしました。また、当社グループは、顧客からの信頼性を高めるためこれまで個人情報保護を重要な経営課題として情報管理体制の整備、運用に取り組んでまいりましたが、6月に財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）よりプライバシーマークの取得を認定されております。

システム投資に関しては、インターネットにおける取引を大量に処理する必要のある企業や金融機関等において定評のあるヒューレット・パッカード社のデータベースサーバ「Superdome」を導入したほか、アプリケーションサーバの増強を図るなどトレードシステムの安定稼働のための設備投資を行いました。

以上のような顧客サービスの強化により、当中間連結会計期間末の外国為替取引預り証拠金は24,188百万円（前連結会計年度末比36.1%増）、口座数は31,078口座（前連結会計年度末比48.4%増）となり、「パートナーズFX」の顧客基盤は着実に拡大しております。また、こうした顧客基盤の拡大と市況変動要因により、当中間連結会計期間の円換算ベースの外国為替取引高は19,232,902百万円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の営業収益は3,291百万円となりました。また、当中間連結会計期間の営業利益は2,239百万円、経常利益は2,178百万円、中間純利益は1,376百万円となりました。なお、当中間連結会計期間の営業収益の内訳は、インターネット取引の手数料を無料にしたことにより受取手数料は2百万円に減少し、外国為替取引損益が3,289百万円となって営業収益のほぼ大半を占めております。また、当中間連結会計期間におきましては公募増資に伴う株式交付費24百万円及び上場関連費用35百万円を営業外費用として計上しております。

なお、当中間連結会計期間は半期報告書の提出初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません（以下、「(2) キャッシュ・フロー」、2 業務の状況においても同じ。）。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により1,948百万円増加し、投資活動により364百万円減少し、財務活動により2,873百万円増加いたしました。この結果前連結会計年度末に比べ4,458百万円増加となり、当中間連結会計期間末における資金の残高は5,581百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、1,948百万円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益の計上2,174百万円等の資金増加要因があった一方、顧客による外国為替証拠金取引の増加に伴う外国為替取引差入証拠金の増加等外国為替取引関連の資産、負債において310百万円の資金減少要因や法人税等の支払116百万円があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、364百万円となりました。これは主にソフトウェア等の無形固定資産の取得に伴う支出144百万円、投資有価証券の取得に伴う支出201百万円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、2,873百万円となりました。これは株式の発行による収入2,873百万円によるものであります。

2【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
外国為替取引手数料	2	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 外国為替取引損益の内訳

	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
外国為替取引売買損益	3,248	—
金融収支	36	—
その他	4	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 外国為替取引売買の状況

区分	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	
	金額	前年同期比 (%)
米ドル/円 (百万ドル)	66,889	—
ユーロ/円 (百万ユーロ)	12,968	—
英ポンド/円 (百万ポンド)	20,207	—
豪ドル/円 (百万豪ドル)	19,563	—
ニュージーランドドル/円 (百万ニュージーランドドル)	11,844	—
スイスフラン/円 (百万スイスフラン)	793	—
カナダドル/円 (百万カナダドル)	3,228	—
南アフリカランド/円 (百万ランド)	2,452	—
英ポンド/米ドル (百万ポンド)	1,140	—
ユーロ/米ドル (百万ユーロ)	2,972	—

(注) 上記金額は、顧客との相対取引による通貨毎の取引高であります。

(4) 自己資本規制比率

		当中間会計期間末 (平成19年6月30日) (百万円)
基本的項目計 ①		5,838
補完的項目	その他有価証券評価差額金 (評価益)等	0
	金融先物取引責任準備金等	—
	一般貸倒引当金	—
	長期劣後債務	—
	短期劣後債務	—
計 ②		0
控除資産 ③		560
固定化されていない自己資本 ①+②-③ (A)		5,278
リスク相当額	市場リスク相当額	37
	取引先リスク相当額	91
	基礎的リスク相当額	432
計 (B)		560
自己資本規制比率 (A)／(B)×100		940.9%

(注) 提出会社の自己資本規制比率を記載しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、拡充についての重要な変更は次のとおりであります。

① 新設

外国為替証拠金取引の増加及び外国為替相場の急激な変動に伴うリスクに対応するため、当初データのバックアップセンターとして計画していたハードウェア設備（第2データセンター）を、データセンター有事の際にはデータセンター機能を補完できる設備とするよう変更したため、投資予定金額を当初の50百万円から730百万円に、完了予定を当初の平成19年7月から平成20年2月に変更いたしました。

また、これに伴い、新商品取引システムの開発スケジュールを6ヶ月繰延し、完了予定を当初の平成20年2月から平成20年9月に変更いたしました。

② 拡充

本社事務所増床計画について、当初想定していた賃貸借条件に変更が生じたため、投資予定金額を当初の70百万円から680百万円に、完了予定を平成19年9月から平成19年10月に変更いたしました。なお、投資予定金額680百万円のうち530百万円は長期差入保証金であります。

(2) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	360,000
計	360,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成19年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成19年9月21日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	105,000	105,090	大阪証券取引所 （ヘラクレス）	
計	105,000	105,090	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年9月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

(第1回) 平成17年6月28日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個) (注1)	137	128
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	1,370 (注4)	1,280 (注4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,000 (注4)	33,000 (注4)
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,000 資本組入額 16,500 (注4)	発行価格 33,000 資本組入額 16,500 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

- ① 新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部または一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。
 - (i) 平成19年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
 - (ii) 平成20年6月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ⑥ 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。
- ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。
- ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

(第2回) 平成17年10月3日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個) (注1)	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	300 (注4)	300 (注4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000 (注4)	60,000 (注4)
新株予約権の行使期間	平成19年10月4日から 平成27年10月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000 (注4)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000 (注4)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。
- ① 新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
 - ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部または一部を行使することができる（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。）。
 - (i) 平成19年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
 - (ii) 平成20年10月4日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。
 - ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
 - ⑥ 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。
- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。
 - ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき。
 - ③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。
 - ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

(第3回) 平成17年10月3日及び平成18年2月13日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	50	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500 (注3)	500 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,000 (注3)	60,000 (注3)
新株予約権の行使期間	平成20年2月14日から 平成27年10月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000 (注3)	発行価格 60,000 資本組入額 30,000 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

- ① 新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部または一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)。
 - (i) 平成20年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
 - (ii) 平成21年2月14日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ⑥ 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)。
- ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。
- ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っておりま

す。

(第4回) 平成18年4月28日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個) (注1)	139	139
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	1,390 (注4)	1,390 (注4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	90,000 (注4)	90,000 (注4)
新株予約権の行使期間	平成20年4月29日から 平成28年4月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 90,000 資本組入額 45,000 (注4)	発行価格 90,000 資本組入額 45,000 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

- ① 新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた新株予約権の全部または一部を行使することができる(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。)
 - (i) 平成20年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができる。
 - (ii) 平成21年4月29日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、そのすべてについて権利を行使することができる。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ⑥ 新株予約権者は、新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければならない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)。
- ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じた

とき。

③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。

④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

(第5回) 平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	360	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600 (注3)	3,600 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	90,000 (注3)	90,000 (注3)
新株予約権の行使期間	平成20年9月16日から 平成28年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 90,000 資本組入額 45,000 (注3)	発行価格 90,000 資本組入額 45,000 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

- ① 新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。
- ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。
- ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

(第6回) 平成18年8月17日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個) (注1)	119	119
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注1)	1,190 (注4)	1,190 (注4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	90,000 (注4)	90,000 (注4)
新株予約権の行使期間	平成20年10月14日から 平成28年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 90,000 資本組入額 45,000 (注4)	発行価格 90,000 資本組入額 45,000 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

- ① 新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- (2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。
- ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。
- ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。
4. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

(第7回) 平成18年8月17日臨時株主総会及び平成18年10月30日臨時株主総会決議

区分	中間会計期間末現在 (平成19年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年8月31日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注3)	200 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	90,000 (注3)	90,000 (注3)
新株予約権の行使期間	平成20年10月31日から 平成28年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 90,000 資本組入額 45,000 (注3)	発行価格 90,000 資本組入額 45,000 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が、新株予約権発行後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当社は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

- ① 新株予約権者は、当社の株券が日本国内の証券取引所に上場され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

(2) 次に定めるいずれの事由及び条件に該当した場合、当社は対象となる新株予約権を無償で取得できる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）。
- ② 新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき行使できないものが生じたとき。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合。
- ④ 当社と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合。

3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により平成19年1月1日付けで株式1株につき10株の株式分割を行っております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成19年1月1日 (注1)	81,000	90,000	—	275	—	351
平成19年6月20日 (注2)	15,000	105,000	1,449	1,724	1,449	1,800

(注) 1. 株式分割

株式1株につき10株の株式分割によるものであります。

2. 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価格 193,200円

資本組入額 96,600円

払込金総額 2,898百万円

3. 平成19年7月1日から平成19年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が90株、資本金および資本準備金がそれぞれ1百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

平成19年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
楽天ストラテジックパートナーズ株式会社	東京都港区六本木6丁目10-1	13,440	12.80
東短ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目5-1	12,500	11.90
エイチエスビーシー ファンド サービスィズ スパークス アセット マネジメント コーポレイテッド (常任代理人 香港上海銀行 東京支店カスタディ業務部) 東京海上日動火災保険株式会社	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG H. K. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	9,000	8.57
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	8,700	8.29
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目8-2 (株式会社ジャフコ内)	6,670	6.35
株式会社CSK-IS	東京都港区南青山2丁目26-1	4,500	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	2,790	2.66
日興コーディアル証券投資事業組合	東京都千代田区丸の内1丁目2-1 日興アントファクトリー株式会社内	2,750	2.62
北辰不動産株式会社	東京都港区西麻布3丁目2-1 北辰ビル4F	2,120	2.02
アント・リード1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目2-1 日興アントファクトリー株式会社内	2,100	2.00
計	—	64,570	61.50

(注) 1. 前事業年度末現在主要株主であったジャフコV2共有投資事業有限責任組合、東京海上日動火災保険株式会社、エイチエスビーシー ファンド サービスィズ スパークス アセット マネジメント コーポレイテッドは、当中間期末では主要株主ではなくなりました。

2. フィデリティ投信株式会社から、平成19年7月5日付および平成19年7月31日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在で14,999株を保有している旨の報告を受けておりますが、当中間期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、フィデリティ投信株式会社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	フィデリティ投信株式会社
住所	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー
報告義務発生日	平成19年6月28日
保有株券等の数	11,822株
株券等保有割合	11.26%
報告義務発生日	平成19年7月2日
保有株券等の数	13,870株
株券等保有割合	13.21%
報告義務発生日	平成19年7月24日
保有株券等の数	14,999株
株券等保有割合	14.28%

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,000	105,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	105,000	—	—
総株主の議決権	—	105,000	—

② 【自己株式等】

平成19年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	—	—	—	—	470,000
最低(円)	—	—	—	—	—	320,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

なお、平成19年6月21日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3 【役員の状況】

有価証券届出書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (3) 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。
- (4) 平成19年5月21日に提出の有価証券届出書において、当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額について千円単位で記載しておりましたが、当連結中間会計期間及び当中間会計期間より百万円単位をもって記載することに変更しました。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		5,581		1,122	
2. 外国為替取引顧客分別 金信託		22,982		16,382	
3. 外国為替取引顧客差金		838		1,995	
4. 外国為替取引未収金		1,571		512	
5. 外国為替取引差入証拠 金		1,000		559	
6. 前払費用		12		19	
7. 繰延税金資産		78		27	
8. その他		5		2	
流動資産合計		32,069	98.5	20,622	99.2
II 固定資産					
(1) 有形固定資産					
1. 建物		40		38	
減価償却累計額		6	34	4	33
2. 器具備品		7		—	
減価償却累計額		0	6	—	—
有形固定資産合計		40	0.1	33	0.2
(2) 無形固定資産		149	0.5	38	0.2
(3) 投資その他の資産					
1. 投資有価証券		201		—	
2. 長期前払費用		17		14	
3. 長期差入保証金		56		50	
4. 繰延税金資産		13		1	
5. その他		22		22	
投資その他の資産合計		311	0.9	88	0.4
固定資産合計		501	1.5	160	0.8
資産合計		32,571	100.0	20,783	100.0

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 外国為替取引自己取引 差金		104		30	
2. 外国為替取引未払金		1,019		873	
3. 外国為替取引預り証拠 金		24,188		17,776	
4. 短期借入金		250		250	
5. 未払金		139		48	
6. 未払費用		123		86	
7. 未払法人税等		876		121	
8. 賞与引当金		15		21	
9. その他		15		10	
流動負債合計		26,732	82.1	19,218	92.5
負債合計		26,732	82.1	19,218	92.5
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		1,724	5.3	275	1.3
2. 資本剰余金		1,800	5.5	351	1.7
3. 利益剰余金		2,314	7.1	938	4.5
株主資本合計		5,839	17.9	1,564	7.5
II 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差 額金		0	0.0	—	—
評価・換算差額等合計		0	0.0	—	—
純資産合計		5,839	17.9	1,564	7.5
負債純資産合計		32,571	100.0	20,783	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益							
1. 受取手数料		2			356		
2. 外国為替取引損益		3,289	3,291	100.0	1,861	2,217	100.0
II 営業費用							
販売費及び一般管理費	※1		1,052	32.0		1,496	67.5
営業利益			2,239	68.0		720	32.5
III 営業外収益							
1. 受取利息		0			0		
2. 為替差益		0			—		
3. 雑収入		0	0	0.1	0	0	0.1
IV 営業外費用							
1. 支払利息		1			0		
2. 株式交付費		24			—		
3. 上場関連費用		35			—		
4. 創立費		—	61	1.9	0	0	0.1
経常利益			2,178	66.2		719	32.5
V 特別損失							
固定資産除却損	※2	3	3	0.1	19	19	0.9
税金等調整前中間(当期)純利益			2,174	66.1		700	31.6
法人税、住民税及び事業税		860			119		
法人税等調整額		△62	798	24.3	△8	110	5.0
中間(当期)純利益			1,376	41.8		589	26.6

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年12月31日残高（百万円）	275	351	938	1,564	—	—	1,564
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行	1,449	1,449	—	2,898	—	—	2,898
中間純利益	—	—	1,376	1,376	—	—	1,376
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	0	0	0
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	1,449	1,449	1,376	4,274	0	0	4,274
平成19年6月30日残高（百万円）	1,724	1,800	2,314	5,839	0	0	5,839

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
平成17年12月31日残高（百万円）	275	351	348	975	975
連結会計年度中の変動額					
当期純利益	—	—	589	589	589
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	—	—	589	589	589
平成18年12月31日残高（百万円）	275	351	938	1,564	1,564

（注） 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、平成17年12月31日残高の欄には当連結会計年度期首の残高を記載しております。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間 (当期) 純利益		2,174	700
減価償却費		9	14
固定資産除却損		3	19
受取利息		△0	△0
支払利息		1	0
株式交付費		24	—
賞与引当金の増加額 (又は減少額 (△))		△6	16
外国為替取引顧客分別 金信託の増加額		△6,600	△16,382
外国為替取引顧客差金 の減少額 (又は増加額 (△))		1,156	△230
外国為替取引未収金の 増加額		△1,058	△338
外国為替取引差入証拠 金の減少額 (又は増加 額 (△))		△440	8,542
その他流動資産の減少 額 (又は増加額 (△))		3	△7
その他固定資産の減少 額 (又は増加額 (△))		4	△16
外国為替取引自己取引 差金の増加額		74	21
外国為替取引未払金の 増加額		145	692
外国為替取引預り証拠 金の増加額		6,411	7,377
未払金の増加額		108	25
未払費用の増加額 (又 は減少額 (△))		37	△18
その他流動負債の増加 額		4	6
その他		10	△1
小計		2,066	421

		当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度の要約 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
利息の受取額		0	0
利息の支払額		△1	△0
法人税等の支払額		△116	△50
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,948	370
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資有価証券の取得による支出		△201	—
有形固定資産の取得による支出		△4	△68
有形固定資産の売却による収入		—	24
無形固定資産の取得による支出		△144	△25
長期差入保証金の差入による支出		△6	△2
長期差入保証金の返戻による収入		—	0
長期前払費用の増加による支出		△7	△8
その他		—	△0
投資活動によるキャッシュ・フロー		△364	△80
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入		—	250
株式の発行による収入		2,873	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,873	250
IV 現金及び現金同等物の増加額		4,458	540
V 現金及び現金同等物の期首残高		1,122	582
VI 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※1	5,581	1,122

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社マネーパートナーズソリューションズ	連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社マネーパートナーズソリューションズ 株式会社マネーパートナーズソリューションズは、平成18年9月15日付で当社100%出資により設立したため連結の範囲に含めております。
2. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
3. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (3) 繰延資産の処理方法 (4) 重要な引当金の計上基準	<p>イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>ロ デリバティブ 時価法を採用しております。</p> <p>イ 有形固定資産 定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 5年～8年</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p>	<p>ロ デリバティブ 同左</p> <p>イ 有形固定資産 定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～18年</p> <p>ロ 無形固定資産 同左</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
(6) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理 顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。 なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を中間連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定に計上しております。</p> <p>また、顧客からの預り資産は、金融先物取引法第91条第1項の規定により自己の資産と区分して管理することが義務づけられておりますが、当社グループでは、その具体的方法として金融先物取引法施行規則第29条の6第1項第2号に定める金銭信託による方法を原則としております。当該金銭信託に係る元本及び収益は中間連結貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理 顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。 なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定に計上しております。</p> <p>また、顧客からの預り資産は、金融先物取引法第91条第1項の規定により自己の資産と区分して管理することが義務づけられておりますが、当社グループでは、その具体的方法として金融先物取引法施行規則第29条の6第1項第2号に定める金銭信託による方法を原則としております。当該金銭信託に係る元本及び収益は連結貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。</p>

項目	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
	<p>(3) カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>当社グループからのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを合算して算出しており、これと同金額を中間連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定に計上しております。</p> <p>また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジション持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当中間連結会計期間末におけるロールオーバーによる新規建値と時価の差額をもって算定しております。</p>	<p>(3) カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>当社グループからのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを合算して算出しており、これと同金額を連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定に計上しております。</p> <p>また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジション持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当連結会計年度末におけるロールオーバーによる新規建値と時価の差額をもって算定しております。</p>
4. 中間連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)	前連結会計年度末 (平成18年12月31日)												
<p>1. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">250百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">250百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	500百万円	借入実行残高	250百万円	差引額	250百万円	<p>1. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">250百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">250百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	500百万円	借入実行残高	250百万円	差引額	250百万円
当座貸越極度額の総額	500百万円												
借入実行残高	250百万円												
差引額	250百万円												
当座貸越極度額の総額	500百万円												
借入実行残高	250百万円												
差引額	250百万円												

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)																						
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">給料手当</td> <td style="text-align: right;">170百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">143百万円</td> </tr> <tr> <td>電算機費</td> <td style="text-align: right;">248百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">126百万円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産除却損は、ソフトウェア3百万円、長期前払費用0百万円であります。</p>	給料手当	170百万円	賞与引当金繰入額	15百万円	広告宣伝費	143百万円	電算機費	248百万円	減価償却費	9百万円	支払手数料	126百万円	<p>※1 販売費に属する費用のおおよその割合は27%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は73%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">給料手当</td> <td style="text-align: right;">282百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">397百万円</td> </tr> <tr> <td>電算機費</td> <td style="text-align: right;">265百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産除却損は、建物3百万円、ソフトウェア2百万円、ソフトウェア仮勘定10百万円、長期前払費用0百万円、除却費用3百万円であります。</p>	給料手当	282百万円	賞与引当金繰入額	21百万円	広告宣伝費	397百万円	電算機費	265百万円	減価償却費	14百万円
給料手当	170百万円																						
賞与引当金繰入額	15百万円																						
広告宣伝費	143百万円																						
電算機費	248百万円																						
減価償却費	9百万円																						
支払手数料	126百万円																						
給料手当	282百万円																						
賞与引当金繰入額	21百万円																						
広告宣伝費	397百万円																						
電算機費	265百万円																						
減価償却費	14百万円																						

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (株)	当中間連結会計期 間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	9,000	96,000	—	105,000
合計	9,000	96,000	—	105,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加96,000株は、平成19年1月1日をもって行った1株を10株とする株式分割による増加81,000株及び公募による新株の発行による増加15,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権(注)	—
	合計	—

(注) スtock・オプションとしての新株予約権付与時の公正な評価単価は0円であるため、当中間連結会計期間末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,000	—	—	9,000
合計	9,000	—	—	9,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度末株式数の欄には当連結会計年度期首株式数を記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

(ストック・オプション等関係)に記載しております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年6月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年12月31日現在)
現金及び預金勘定 5,581百万円	現金及び預金勘定 1,122百万円
現金及び現金同等物 5,581百万円	現金及び現金同等物 1,122百万円

[次へ](#)

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)				前連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額			
	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	中間期末残 高相当額 (百万円)		取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)
器具備品	448	58	389	器具備品	124	25	99
無形固定資産	336	90	246	無形固定資産	320	56	263
合計	785	149	635	合計	445	82	363
2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
	1年内		151百万円		1年内		88百万円
	1年超		492百万円		1年超		278百万円
	合計		643百万円		合計		367百万円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額			
	支払リース料		73百万円		支払リース料		69百万円
	減価償却費相当額		68百万円		減価償却費相当額		64百万円
	支払利息相当額		9百万円		支払利息相当額		7百万円
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。				同左			
5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法については利 息法によっております。				同左			

[次へ](#)

(有価証券関係)

当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
その他	201	201	0
合計	201	201	0

前連結会計年度末 (平成18年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間末（平成19年6月30日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	外国為替証拠金取引 売建	176,686	—	179,036	△2,350
	買建	175,952	—	179,036	3,084
合計		—	—	—	734

(注) 時価の算定方法 当中間連結会計期間末の直物為替相場により算定しております。

前連結会計年度末（平成18年12月31日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	外国為替証拠金取引 売建	143,890	—	144,418	△527
	買建	141,925	—	144,418	2,493
合計		—	—	—	1,965

(注) 時価の算定方法 連結会計年度末の直物為替相場により算定しております。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）

当中間連結会計期間において、ストック・オプションを付与しておりませんので、該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年7月1日 ストック・オプション	平成17年10月3日 ストック・オプション	平成18年2月13日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 34名	当社の従業員 3名	当社の監査役 1名 当社の従業員 1名
ストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 197株	普通株式 50株	普通株式 50株
付与日	平成17年7月1日	平成17年10月3日	平成18年2月13日
権利確定条件（注2）	付与日（平成17年7月1日）以降、権利確定日（平成19年6月28日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日（平成17年10月3日）以降、権利確定日（平成19年10月3日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日（平成18年2月13日）以降、権利確定日（平成20年2月13日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間（注2）	自平成17年7月1日 至平成19年6月28日	自平成17年10月3日 至平成19年10月3日	自平成18年2月13日 至平成20年2月13日
権利行使期間	自平成19年6月29日 至平成27年6月28日	自平成19年10月4日 至平成27年10月3日	自平成20年2月14日 至平成27年10月3日

	平成18年4月28日 ストック・オプション	平成18年9月15日 ストック・オプション	平成18年10月13日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 45名	当社の取締役 2名 当社の従業員 2名	当社の取締役 5名 当社の従業員 18名
ストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 159株	普通株式 360株	普通株式 120株
付与日	平成18年4月28日	平成18年9月15日	平成18年10月13日
権利確定条件（注2）	付与日（平成18年4月28日）以降、権利確定日（平成20年4月28日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日（平成18年9月15日）以降、権利確定日（平成20年9月15日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。	付与日（平成18年10月13日）以降、権利確定日（平成20年10月13日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間（注2）	自平成18年4月28日 至平成20年4月28日	自平成18年9月15日 至平成20年9月15日	自平成18年10月13日 至平成20年10月13日
権利行使期間	自平成20年4月29日 至平成28年4月28日	自平成20年9月16日 至平成28年8月17日	自平成20年10月14日 至平成28年8月17日

	平成18年10月30日 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の監査役 3名
ストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 20株
付与日	平成18年10月30日
権利確定条件（注2）	付与日（平成18年10月30日）以降、権利確定日（平成20年10月30日）まで継続して勤務していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではありません。
対象勤務期間（注2）	自平成18年10月30日 至平成20年10月30日
権利行使期間	自平成20年10月31日 至平成28年8月17日

（注） 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件及び対象勤務期間は、当連結会計年度において存在したいずれのストック・オプションについても、新株予約権割当契約書に明記されておられません。会社法の施行日以後に付与されたストック・オプションについては、新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。また、会社法の施行日より前に付与されたストック・オプションについても、会社法の施行日以後に付与されたものに基づいて権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。
3. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により、平成19年1月1日付で株式分割が行われ、株式数はそれぞれ1：10の割合で増加しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年7月1日 ストック・ オプション	平成17年10月3日 ストック・ オプション	平成18年2月13日 ストック・ オプション	平成18年4月28日 ストック・ オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	177	50	—	—
付与	—	—	50	159
失効	35	20	—	14
権利確定	—	—	—	—
未確定残	142	30	50	145
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	平成18年9月15日 ストック・ オプション	平成18年10月13日 ストック・ オプション	平成18年10月30日 ストック・ オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	360	120	20
失効	—	1	—
権利確定	—	—	—
未確定残	360	119	20
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 1. 当連結関係年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度末株式数の欄には当連結会計年度期首株式数を記載しております。

2. 平成18年12月12日開催の取締役会決議により、平成19年1月1日付で株式分割が行われ、株式数はそれぞれ1:10の割合で増加しております。

② 単価情報

	平成17年7月1日 ストック・ オプション	平成17年10月3日 ストック・ オプション	平成18年2月13日 ストック・ オプション	平成18年4月28日 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	330,000	600,000	600,000	900,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	—

	平成18年9月15日 ストック・ オプション	平成18年10月13日 ストック・ オプション	平成18年10月30日 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	900,000	900,000	900,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	0	0	0

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は非上場であるため、株式の評価額を純資産価額方式及び類似業種比準価額方式及びP E R方式の折衷法により算定した上で、ストック・オプションの本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

当連結会計年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額は0円であります。

5. 当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末において権利行使されたストック・オプションはありません。

6. 連結財務諸表への影響額

ストック・オプション制度による連結財務諸表への影響はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）

当社グループは外国為替取引専門会社として、一般投資家向けに外国為替証拠金取引を提供しており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

当社グループは外国為替取引専門会社として、一般投資家向けに外国為替証拠金取引を提供しており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当中間連結会計期間（自平成19年1月1日 至平成19年6月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成18年1月1日 至平成18年12月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)									
1株当たり純資産額	55,610.40円	1株当たり純資産額	173,856.20円								
1株当たり中間純利益金額	15,139.74円	1株当たり当期純利益金額	65,505.78円								
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	14,062.09円										
<p>当社は平成19年6月21日付で株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に上場しているため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、新規上場日から当中間連結会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。</p> <p>当社は、平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりとなります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">前連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>17,385.62円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額</td> <td>6,550.58円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		前連結会計年度		1株当たり純資産額	17,385.62円	1株当たり当期純利益金額	6,550.58円	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	
前連結会計年度											
1株当たり純資産額	17,385.62円										
1株当たり当期純利益金額	6,550.58円										
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>											

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	1,376	589
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	1,376	589
普通株式の期中平均株式数(株)	90,911	9,000
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	6,967	—
(うち新株予約権にかかる増加数)	(6,967)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	<p>旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権4種類 新株予約権の数367個</p> <p>会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権3種類 新株予約権の数499個</p>

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)						
	<p>平成18年12月12日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。</p> <p>1. 平成19年1月1日付をもって普通株式1株につき10株に分割しております。</p> <p>(1) 分割により増加する株式数 普通株式81,000株</p> <p>(2) 分割方法 平成18年12月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき10株の割合をもって分割しております。</p> <p>2. 配当起算日 平成18年1月1日</p> <p>当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="753 875 1315 1182"><thead><tr><th colspan="2">当連結会計年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>1株当たり純資産額</td><td>17,385.62円</td></tr><tr><td>1株当たり当期純利益金額</td><td>6,550.58円</td></tr></tbody></table> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	当連結会計年度		1株当たり純資産額	17,385.62円	1株当たり当期純利益金額	6,550.58円
当連結会計年度							
1株当たり純資産額	17,385.62円						
1株当たり当期純利益金額	6,550.58円						

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		5,512		1,095	
2. 外国為替取引顧客分別 金信託		22,982		16,382	
3. 外国為替取引顧客差金		838		1,995	
4. 外国為替取引未収金		1,571		512	
5. 外国為替取引差入証拠 金		1,000		559	
6. 前払費用		11		19	
7. 繰延税金資産		77		27	
8. その他		38		2	
流動資産合計		32,032	98.4	20,595	99.1
II 固定資産					
(1) 有形固定資産					
1. 建物		39		38	
減価償却累計額		6	32	4	33
2. 器具備品		6		—	
減価償却累計額		0	6	—	—
有形固定資産合計			38		33
(2) 無形固定資産			148		26
(3) 投資その他の資産					
1. 投資有価証券			201		—
2. 関係会社株式			30		30
3. 長期前払費用			17		14
4. 長期差入保証金			50		50
5. 繰延税金資産			4		1
6. その他			22		22
投資その他の資産合計			326	1.0	118
固定資産合計			514	1.6	178
資産合計			32,547	100.0	20,774

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 外国為替取引自己取引 差金		104		30	
2. 外国為替取引未払金		1,019		873	
3. 外国為替取引預り証拠 金		24,188		17,776	
4. 短期借入金		250		250	
5. 未払金		111		28	
6. 未払費用		137		96	
7. 未払法人税等		867		121	
8. 賞与引当金		15		21	
9. その他		14		10	
流動負債合計		26,708	82.1	19,209	92.5
負債合計		26,708	82.1	19,209	92.5
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		1,724	5.3	275	1.3
2. 資本剰余金					
資本準備金		1,800		351	
資本剰余金合計		1,800	5.5	351	1.7
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		2,314		938	
利益剰余金合計		2,314	7.1	938	4.5
株主資本合計		5,838	17.9	1,564	7.5
II 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差 額金		0	0.0	—	—
評価・換算差額等合計		0	0.0	—	—
純資産合計		5,838	17.9	1,564	7.5
負債純資産合計		32,547	100.0	20,774	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月 30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月 31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益							
1. 受取手数料		2			356		
2. 外国為替取引損益		3,289	3,291	100.0	1,861	2,217	100.0
II 営業費用							
販売費及び一般管理費	※ 1		1,053	32.0		1,496	67.5
営業利益			2,238	68.0		720	32.5
III 営業外収益							
1. 受取利息		0			0		
2. 為替差益		0	0	0.0	—	0	0.1
IV 営業外費用							
1. 支払利息		1			0		
2. 株式交付費		24			—		
3. 上場関連費用		35	61	1.9	—	0	0.1
経常利益			2,177	66.1		720	32.5
V 特別損失							
固定資産除却損	※ 2	3	3	0.1	19	19	0.9
税引前中間（当期）純利益			2,174	66.0		700	31.6
法人税、住民税及び事業税		851			119		
法人税等調整額		△52	798	24.2	△8	110	5.0
中間（当期）純利益			1,375	41.8		589	26.6

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計	
平成18年12月31日残高（百万円）	275	351	351	938	938	1,564
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	1,449	1,449	1,449	—	—	2,898
中間純利益	—	—	—	1,375	1,375	1,375
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	1,449	1,449	1,449	1,375	1,375	4,273
平成19年6月30日残高（百万円）	1,724	1,800	1,800	2,314	2,314	5,838

	評価・換算差額等		純資産合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
平成18年12月31日残高（百万円）	—	—	1,564
中間会計期間中の変動額			
新株の発行	—	—	2,898
中間純利益	—	—	1,375
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	0	0	0
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	0	0	4,273
平成19年6月30日残高（百万円）	0	0	5,838

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
平成17年12月31日残高（百万円）	275	351	351	348	348	975	975
事業年度中の変動額							
当期純利益	—	—	—	589	589	589	589
事業年度中の変動額合計（百万円）	—	—	—	589	589	589	589
平成18年12月31日残高（百万円）	275	351	351	938	938	1,564	1,564

[次へ](#)

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月 30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月 31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。	_____ (2) デリバティブ 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 5年～8年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～18年 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	_____
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。	賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

項目	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月 30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月 31日)
	<p>(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を中間貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定に計上しております。</p> <p>また、顧客からの預り資産は、金融先物取引法第91条第1項の規定により自己の資産と区分して管理することが義務づけられておりますが、当社では、その具体的方法として金融先物取引法施行規則第29条の6第1項第2号に定める金銭信託による方法を原則としております。当該金銭信託に係る元本及び収益は中間貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。</p>	<p>(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、顧客を相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定に計上しております。</p> <p>また、顧客からの預り資産は、金融先物取引法第91条第1項の規定により自己の資産と区分して管理することが義務づけられておりますが、当社では、その具体的方法として金融先物取引法施行規則第29条の6第1項第2号に定める金銭信託による方法を原則としております。当該金銭信託に係る元本及び収益は貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。</p>

項目	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
	<p>(3) カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを合算して算出しており、これと同金額を中間貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定に計上しております。</p> <p>また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジション持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当中間会計期間末におけるロールオーバーによる新規建値と時価の差額をもって算定しております。</p>	<p>(3) カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理</p> <p>当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。</p> <p>なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする全ての未決済の外国為替証拠金取引に係る評価損益を取引明細毎に算定した上で、これらを合算して算出しており、これと同金額を貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定に計上しております。</p> <p>また、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引は毎営業日ロールオーバー（ポジションの決済及びポジション持ち越しのための新規建て直し）されておりますので、評価損益は実質的には当事業年度末におけるロールオーバーによる新規建値と時価の差額をもって算定しております。</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

<p>当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、1,564百万円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(株主資本等変動計算書に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第6号 平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第9号 平成17年12月27日)を適用しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成19年6月30日)	前事業年度末 (平成18年12月31日)												
<p>1. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">250百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">250百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	500百万円	借入実行残高	250百万円	差引額	250百万円	<p>1. 当座貸越契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">250百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">250百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	500百万円	借入実行残高	250百万円	差引額	250百万円
当座貸越極度額の総額	500百万円												
借入実行残高	250百万円												
差引額	250百万円												
当座貸越極度額の総額	500百万円												
借入実行残高	250百万円												
差引額	250百万円												

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)																														
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">給料手当</td> <td style="text-align: right;">166百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">143百万円</td> </tr> <tr> <td>電算機費</td> <td style="text-align: right;">264百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">125百万円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産除却損は、ソフトウェア3百万円、長期前払費用0百万円であります。</p> <p>3 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> </table>	給料手当	166百万円	賞与引当金繰入額	15百万円	広告宣伝費	143百万円	電算機費	264百万円	減価償却費	10百万円	支払手数料	125百万円	有形固定資産	2百万円	無形固定資産	7百万円	<p>※1 販売費に属する費用のおおよその割合は27%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は73%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">給料手当</td> <td style="text-align: right;">280百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">397百万円</td> </tr> <tr> <td>電算機費</td> <td style="text-align: right;">271百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産除却損は、建物3百万円、ソフトウェア2百万円、ソフトウェア仮勘定10百万円、長期前払費用0百万円、除却費用3百万円であります。</p> <p>3 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">5百万円</td> </tr> </table>	給料手当	280百万円	賞与引当金繰入額	21百万円	広告宣伝費	397百万円	電算機費	271百万円	減価償却費	14百万円	有形固定資産	9百万円	無形固定資産	5百万円
給料手当	166百万円																														
賞与引当金繰入額	15百万円																														
広告宣伝費	143百万円																														
電算機費	264百万円																														
減価償却費	10百万円																														
支払手数料	125百万円																														
有形固定資産	2百万円																														
無形固定資産	7百万円																														
給料手当	280百万円																														
賞与引当金繰入額	21百万円																														
広告宣伝費	397百万円																														
電算機費	271百万円																														
減価償却費	14百万円																														
有形固定資産	9百万円																														
無形固定資産	5百万円																														

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成19年1月1日 至平成19年6月30日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自平成18年1月1日 至平成18年12月31日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

[次へ](#)

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)				前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具備品	442	58	383	器具備品	124	25	99
無形固定資産	336	90	246	無形固定資産	320	56	263
合計	779	149	629	合計	445	82	363
2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
	1年内		150百万円		1年内		88百万円
	1年超		487百万円		1年超		278百万円
	合計		637百万円		合計		367百万円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
	支払リース料		73百万円		支払リース料		69百万円
	減価償却費相当額		68百万円		減価償却費相当額		64百万円
	支払利息相当額		9百万円		支払利息相当額		7百万円
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。				同左			

[次へ](#)

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成19年6月30日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成18年12月31日)

当事業年度より連結財務諸表を作成することとなりましたので、当事業年度における有価証券(子会社株式で時価のあるものを除く)に関する注記については連結財務諸表の注記として記載しております。

なお、子会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	
1株当たり純資産額	55,607.38円	1株当たり純資産額	173,873.36円
1株当たり中間純利益金額	15,134.55円	1株当たり当期純利益金額	65,522.94円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	14,057.27円		
<p>当社は平成19年6月21日付で株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に上場しているため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、新規上場日から当中間会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。</p> <p>当社は、平成19年1月1日付で株式1株につき10株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりとなります。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	
前事業年度			
1株当たり純資産額	17,387.34円		
1株当たり当期純利益金額	6,552.29円		
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>			

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	1,375	589
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	1,375	589
普通株式の期中平均株式数(株)	90,911	9,000
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	6,967	—
(うち新株予約権にかかる増加数)	(6,967)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	<p>旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権4種類</p> <p>新株予約権の数367個</p> <p>会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権3種類</p> <p>新株予約権の数499個</p>

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)								
	<p>(株式分割)</p> <p>平成18年12月12日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。</p> <p>1. 平成19年1月1日付をもって普通株式1株につき10株に分割しております。</p> <p>(1) 分割により増加する株式数 普通株式81,000株</p> <p>(2) 分割方法 平成18年12月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき10株の割合をもって分割しております。</p> <p>2. 配当起算日 平成18年1月1日 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度の1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当事業年度の1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" data-bbox="715 949 1326 1480"><thead><tr><th data-bbox="715 949 1023 1003">前事業年度</th><th data-bbox="1023 949 1326 1003">当事業年度</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="715 1003 1023 1115">1株当たり純資産額 10,835.04円</td><td data-bbox="1023 1003 1326 1115">1株当たり純資産額 17,387.34円</td></tr><tr><td data-bbox="715 1115 1023 1227">1株当たり当期純利益金額 4,157.20円</td><td data-bbox="1023 1115 1326 1227">1株当たり当期純利益金額 6,552.29円</td></tr><tr><td data-bbox="715 1227 1023 1480">なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</td><td data-bbox="1023 1227 1326 1480">なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</td></tr></tbody></table>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 10,835.04円	1株当たり純資産額 17,387.34円	1株当たり当期純利益金額 4,157.20円	1株当たり当期純利益金額 6,552.29円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
前事業年度	当事業年度								
1株当たり純資産額 10,835.04円	1株当たり純資産額 17,387.34円								
1株当たり当期純利益金額 4,157.20円	1株当たり当期純利益金額 6,552.29円								
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。								

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資）及びその添付書類

平成19年5月21日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成19年6月5日及び平成19年6月13日関東財務局長に提出。

平成19年5月21日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

平成19年7月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成19年7月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月21日

株式会社 マネーパートナーズ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 知 充 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝 郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズ及び連結子会社の平成19年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年9月21日

株式会社 マネーパートナーズ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 知 充 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝 郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーパートナーズの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マネーパートナーズの平成19年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年1月1日から平成19年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。